

アイスランドにおける新型コロナウイルス感染症のPCR検査

令和5年3月1日
在アイスランド日本国大使館

アイスランドは、2023年3月1日をもって新型コロナウイルス感染症のPCR検査を原則廃止といたしました。今後PCR検査を受検できるのは海外渡航を目的とする者のみとなり、感染を疑う症状がある等の方は受検できなくなります。

1 感染を疑う症状がある方（一般向け）

PCR検査を受検できません。症状がある方等で検査を行いたい場合は、薬局などでホームキット（Rapid Antigen Test）を購入の上、ご自身で行うことになります。

2 海外渡航を目的とし、陰性証明書が必要な方

引き続きPCR検査を受検することが可能です。受検にあたっては事前予約が必要となります。なお、平日に受検する場合と休日に受検する場合で、検査場所や予約方法等が異なりますのでご注意ください。また、アイスランドでPCR検査を受検できる施設は国内に2か所しか存在しません。予約は以下に従って行い、他のサイトなどからは行わないようにしてください。

(1) レイキャビク市 (Reykjavik) : 証明書発行までは原則24時間以内

ア 平日に受検する場合

検査場所：Heilsugaeslan Hlidum

住所：Drapuhlid 14, 105 Reykjavik

検査時間：8時から12時まで（午前のみ）

予約方法：<https://travel.covid.is/>のウェブサイトから予約してください。

イ 休日に受検する場合

検査場所：Laeknavaktin

住所：Austurvegur, Haaleitisbraut 68, 103 Reykjavik

検査時間：9時から17時まで

予約方法：<https://travel.covid.is/>のウェブサイトからスマートフォンからアクセスし、画面右下に表示されるオンラインチャットを開き、チャットから予約をしてください。平日の検査であれば空き状況によっては当日予約も可能ですが、休日に検査を行う場合は、前日までに予約を完了する必要があります。なお、パソコンからのアクセスだとチャット画面が正しく表示されない場合がありますので、スマートフォンからのアクセスを推奨します。

(2) アークレイリ市 (Akureyri) : 証明書発行までは原則 4 8 時間以内

検査場所 : The Health Care Institution of North Iceland

住 所 : Arstigur 2, 600 Akureyri

検査時間 : 1 0 時 3 0 分から 1 1 時 0 0 分までの 3 0 分間 (月、水、金のみ)

予約方法 : <https://travel.covid.is/> のウェブサイトから予約してください。

3 日本書式の陰性証明書の入手方法

アイスランドから日本へ渡航する際は、日本書式を取得する必要はなく、アイスランドで発行される陰性証明書のみで航空機への搭乗、日本への入国が可能 (※1) です。

しかしながら、過去、一部の航空会社において日本書式の不所持を理由に航空機への搭乗を拒否された事案 (※2) が発生しておりますので、お時間がある方やご心配な方は、念のため日本書式の取得もご検討ください。

※1 アイスランドで発行される陰性証明書には、[厚生労働省が掲げる要件](#)のうち、「証明書 交付年月日」が記載されていませんが、検体採取日時は記載されていることから、検体採取日時が出国 7 2 時間前以内であれば、交付年月日も 7 2 時間前以内であることが明らかであるため、有効な証明書とみなすことが出来ることとなっています。

※2 アイスランドから日本へ渡航した者のうち、当館で把握している搭乗拒否事例は、カタル航空による事例 1 例のみです。ほとんどの場合で日本書式は不要ですが、ご心配な方は日本書式の用意もご検討ください。

アイスランドにおける日本書式の取得方法は、以下の 2 通りです。

【PCR 検査等を受検した施設で日本書式への転記を受ける】

アイスランドの陰性証明書が発行された後、日本書式の交付年月日、氏名、生年月日を ご自身で記入、印刷の上、アイスランドの陰性証明書と併せて再度検査機関へ持ち込む。この際は予約不要、料金は 5, 8 9 5 アイスランド・クローナ。

【PCR 検査等を受検した後、民間のクリニック等で転記を受ける】

日本書式への転記は、検査施設のみならず、民間のクリニック等でも医師による転記を受けることが可能です。しかしながら、多くの場合で診察費用に加えて、文書作成費用 (診断書作成費用) が請求されるため高額となります。

4 出国前検査証明書所持の見直し

上記2及び3にて、海外渡航目的によるPCR検査の受検とそれに伴う日本書式の取得方法をご案内しましたが、日本政府は2022年8月25日付けで水際対策の緩和を行っており、有効なワクチン接種証明書を所持している場合は、出国72時間前の検査証明書の提出は求めないこととなっていますので、ご自身接種状況もご確認ください。

【有効と認めるワクチン接種証明書】

- 日本で発行されたもののうち、下記ア～ウのいずれかに該当し、かつ3回以上接種したことが分かるもの。
 - ア 日本政府または地方公共団体により発行された新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）。
 - イ 地方公共団体により発行された新型コロナウイルス感染症予防接種証明書。
 - ウ 日本の医療機関により発行された新型コロナワクチン接種記録書。

- 外国で発行されたもののうち、下記ア～ウの全てを満たすもの。
 - ア 外国政府等の公的機関で発行されたものであり、かつ日本語または英語で書かれているもの（これら以外の言語で書かれている場合は翻訳を添付）。
 - イ 「氏名、生年月日、ワクチン名またはメーカー、接種日、接種回数」が記載されていること。
 - ウ 次頁の表に掲げるワクチンのいずれかを3回以上の接種を終えていること。

上記に該当する有効なワクチン接種証明書をお持ちで無い場合は、出国72時間以内前に受けたPCR検査等の陰性証明書を取得する必要があります。

日本入国に際し、有効と認めるワクチン

メーカー名	ワクチン名
ファイザー (Pfizer) ※復星医薬 (フォースン・ファーマ) 及び ビオンテック (BioNTech) が製造する ものも含む。	コミナティ (COMIRNATY) 筋注 コミナティ (COMIRNATY) RTU 筋注
モデルナ (Moderna)	スパイクバックス (Spikevax) 筋注
アストラゼネカ (AstraZeneca)	バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注 ※インド血清研究所が製造する コビシールド (Covishield) も含む。
ヤンセン (Janssen)	ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注
ノババックス (Novavax)	ヌバキソビッド (Nuvaxovid) ※インド血清研究所が製造する コボバックス (COVOVAX) も含む。
バーラト・バイオテック (Bharat Biotech)	コバクシン (COVAXIN)
シノファーム・北京生物製品研究所 (Sinopharm)	Covilo BBIBP-CorV 不活化新型コロナワ クチン (ベロ細胞)
シノバック (Sinovac)	コロナバック (CoronaVac) 新型コロナワク チン (ベロ細胞) 不活化
カンシノ・バイオロジクス (CanSino)	コンビディシア (CONVIDECIA)

※ヤンセンのジェコビデンについては、初回接種に限り1回の接種で2回分相当とみなします。

※1～3回目で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効とします。

(組み合わせは問わない)。

※ワクチン接種証明書に有効期限の記載があり、右有効期限が切れている場合であっても有効とします(有効期限は問わない)。